

平成 27 年 8 月 17 日

国土交通省 運輸審議会 殿

福岡市東区箱崎ふ頭 2 丁目 2 番 57 号

福岡個人タクシー協同組合

理事長 山下 奉昭



## 公　述　申　込　書

1. 事案番号 平27第5017号

2. 事案の種類 一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定

3. 指定する地域 福岡交通圏

4. 公述人 〒812-0051

福岡市東区箱崎ふ頭 2 丁目 2 番 57 号

福岡個人タクシー協同組合

理事長 山下 奉昭 (70歳)

自宅 [REDACTED]

電話番号 [REDACTED]

5. 事案の賛否 特定地域の指定に賛成します

6. 勤務先 福岡市東区箱崎ふ頭 2 丁目 2 番 57 号

福岡個人タクシー協同組合

電話番号 092-651-7461



平成 27 年 8 月 17 日

国土交通省 運輸審議会 殿

福岡市東区箱崎ふ頭 2 丁目 2 番 57 号

福岡個人タクシー協同組合

理 事 長 山 下 奉 昭

## 公 述 書

福岡交通圏が特定地域の指定を受けることに賛成する旨の公述をさせていただきます。

1. 内閣府が発表した最近の月例経済報告では、中国をはじめとした海外景気の下振れなど我が国の景気を下押しするリスクに留意する必要があるものの、個人消費は持ち直しの兆しがみられ、企業収益も改善傾向にあるため、景気は緩やかな回復基調が続いているとしています。しかしながら福岡交通圏においては景気回復の実感に乏しく、タクシー業界を取り巻く事業運営は依然として厳しい状況が続いております。タクシー利用者の減少に歯止めがかからない中で、違法駐停車については運輸局や警察署による指導のほか、博多駅、福岡空港、一般市民からも度々苦情がきており、需給のバランスが崩れていることが大きな要因の一つであると考えております
2. 平成 27 年 6 月 17 日開催の福岡交通圏準特定地域協議会の場で、特定地域への移行について同意の可否が採決されました。採決の結果、協議会の構成員となったタクシー事業者の車両数ベースで 97.8% が同意、関係自治体の委員さんは 7 名全員が同意、労働組合は 4 団体中 3 団体が同意、地域住民代表は 9 名全員が同意したことを確認いたしました。特措法の目的である「サービス向上」「安心利用」を推進するために、福岡交通圏が 1 日も早く特定地域に指定されることを希望いたします。

3. 福岡交通圏が特定地域の指定を受けた暁には、タクシー事業の適正化のために法人、個人を問わず供給輸送力の削減に関する話し合いが必要となります。私たち個人タクシー事業者は一人一車のため減車はできませんが、特定地域計画として営業方法の制限が決まれば協力を惜しまない覚悟でございます。また、私たち個人タクシー事業者は事業の活性化策として、マスタークライアント制度を基軸にして接客サービスのスキルアップを図り、高齢者、妊婦、障がい者などの交通弱者、訪日外国人、観光客等の利便性向上に貢献したいと考えております。
4. 個人タクシー事業者になるためには、法人タクシーで 10 年以上の運転経験を積むことが必要です。しかし、最近では法人タクシーに若い方が就労しにくい状態が続いている、運転者の高齢化が進んでおります。これについてはタクシー運転者の年間所得は全産業平均の 6 割弱しかなく、労働時間は全産業平均よりも長いことが原因で、若い方がタクシー業界に全く目が向いていないのが現実です。先ずは適正化、活性化によってタクシー業界を魅力ある職場に変えて法人タクシーに若い方々の参入を促す必要があります。そして 10 年経過後の選択肢として個人タクシー事業の開業を検討していただきたいと思っております。最後になりますが、福岡個人タクシー協同組合は福岡交通圏で事業を営む他の個人タクシー協同組合並びに法人タクシー各社と、ある時は切磋琢磨し、ある時は協力し合いながら、地域公共交通機関としての使命を全うすべく努力して参る所存でございますので、特定地域の指定をよろしくお願ひいたします。